

令和7年度 第21回庁議要旨

日時：令和8年1月27日（火）

午前9時～午前9時35分

会場：庁議室

[審議事項]

1 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、国内最大手の保険・金融グループであるMS&ADインシュアランスグループの中核として、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」を経営理念に掲げ、デジタル・データ活用などにより保険事業を新たな価値にシフトすることで、顧客・地域・社会とともに、社会・地域課題の解決にも取り組んでいる。

同社より、本市との包括連携協定締結について申出があったことから、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

協議が調ったことから、緊密な連携と協力のもと地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に、同社との包括連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 防災・減災・災害対策に関すること
- ② 地域の安全・安心に関すること
- ③ 産業の振興及び中小企業の支援に関すること
- ④ SDGsの普及・啓発に関すること
- ⑤ その他、地域課題の解決及び地域の活性化に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和9年3月31日までとする。（1年ごとに自動更新）

(2) 今後の予定

令和8年3月24日 包括連携協定締結式

2 二地域居住の推進に向けた石巻市特定居住促進計画の策定及び石巻市特定居住支援法人の公募について（復興企画部）

国においては、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、二地域居住の円滑な推進を目的として、地方公共団体が特定居住促進計画を策定するとともに、官民が連携し、二地域居住者に対し「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人を特定居住支援法人として指定する制度が創設された。

本市においては、今年度、株式会社巻組、一般社団法人シェアリングエコノミー協会東北支部及び本市によるコンソーシアムを設立し、国土交通省の二地域居住等促進事業費補助金（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）を活用した実証的な取組を進めているところである。

今後、当該取組を一過性の事業にとどめることなく、継続的に推進していくためには、事業の方向性

等を整理した計画を策定するとともに、民間事業者等と連携した支援体制を制度的に位置付ける必要がある。

本市における二地域居住の推進に向けた基本的な方針等を定める特定居住促進計画を策定するとともに、民間事業者等による二地域居住希望者への支援活動を適切に位置付け、行政と民間が連携した支援体制を構築するため、特定居住支援法人を指定し、関係人口の創出・拡大、空き家等の地域資源の有効活用及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(1) 主な内容

【特定居住促進計画】

本計画は、二地域居住の促進を通じた地域の活性化を図るため、促進区域、基本方針、拠点施設の整備に関する事項及び関連事業を定めるものである。

基本方針として、「石巻へ“訪れ続けたいくなるまち、住みたいくなるまち”」の実現を目指し、空き家等を活用した住環境の整備、一次産業等の地域資源を活かした体験の提供、地域との交流促進を柱に、「住まい」「なりわい」「交流」の三つの視点から二地域居住を推進する。

計画期間：令和7年度から11年度までの5年間

促進区域：市街化区域を中心とした都市型居住促進エリアとする。

拠点施設：既存の宿泊施設やコワーキングスペース等を活用するとともに、空き家や空き住戸を活用した新たな滞在・交流拠点の整備について検討する。

取組内容：相談窓口の設置及び情報発信、お試し二地域居住体験事業の実施、二地域居住者証「まきパス」の発行並びに地域資源を活用した体験プログラムの実施等により、施設整備と一体となった取組を推進する。

目 標：・空き家・空き戸活用数	現状値（令和7年度）	3軒	令和11年度	14軒
・体験プログラム提供数	現状値（令和7年度）	3件	令和11年度	20件
・二地域居住者数			令和11年度	120名

【特定居住支援法人の公募】

特定居住支援法人の公募については、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、指定に関する基準及び手続等を定める要綱を整備し、適切な運用を図るものである。

指定に当たっては、申請により、市長が法人の組織体制、事業実績、業務計画、経理的基礎等を確認し、二地域居住の促進に関する業務を適正かつ確実に遂行できると認められる法人を指定する。

指定対象法人：特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人又は特定居住の促進を目的とする会社とし、役員の下格事由や暴力団排除要件を設けることにより、公共性及び信頼性の確保を図る。

指定法人の業務：特定居住希望者への情報提供、相談対応、イベントの開催、拠点施設の整備等を指定法人の計画に基づき実施する。

指定後の指導：事業計画及び事業報告等の提出を求めるとともに、業務が適正に実施されていない場合には改善命令を行い、必要に応じて指定の取消しを行うなど、適切な指導・監督を行う。

(2) 今後の予定

令和8年1月 石巻市特定居住促進計画の策定及び公表

特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定

2月 特定居住支援法人の公募

3月 特定居住支援法人の指定

3 地域未来交付金（地域未来推進型）を活用した地方創生の取組を推進するための地域再生計画の策定について（復興企画部）

少子高齢化の進展と人口減少が続き、産業構造が変化する中で、国は、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域再生法に基づき地方公共団体が作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する措置を講じており、その支援措置の1つとして、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする地域未来交付金（地域未来推進型）が令和7年12月に創設された。

本市においても、人口減少に対応し、持続可能な地域経済と暮らしの基盤を確保していく必要があるため、国が創設した同交付金を最大限活用しながら、第2次総合計画後期基本計画と一体的に策定した人口戦略に基づく施策を推進していくことが必要となっている。

地域未来交付金（地域未来推進型）の活用による地方創生の取組を推進するための地域再生計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画の名称 石巻市人口戦略交付金計画

イ 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ウ 目標（計画の概要）

東日本大震災や少子高齢化の影響による人口減少により、本市の人口は2050年には約8.7万人まで落ち込むことが見込まれ、地域コミュニティの弱体化や経済規模の縮小が懸念されていることを踏まえ、①安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる、②絆を大切に人が集まるまちをつくる、③結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる、④災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる、の4つの対応方針を掲げ、対応方針に基づく施策と事業の展開により、誰もが住み続けたいと思える持続可能な地域づくりを目指すことを目標とする。

エ 数値目標

K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の対応方針
市の事業により創出された就業者の5年 定着率 (企業立地指定企業、新規創業者、水産 業担い手育成支援者、農業担い手育成支 援者) [単年]	企業立地：96.80% 新規創業：52.94% 水産業：66.70% 農業：52.00%	企業立地：97.00% 新規創業：72.96% 水産業：76.90% 農業：52.00%	人口戦略 対応方針1
社会増減率 [単年]	▲0.51%	▲0.16%	人口戦略 対応方針2
合計特殊出生率 [単年]	1.09	1.09	人口戦略 対応方針3
15歳～49歳年度末女性人口	21,678人	20,171人	人口戦略 対応方針4
住み続けたいと思う市民の割合 [単年]	72.32%	79.32%	
地域の防災対策が推進されていると感 じる市民の割合 [単年]	56.15%	71.00%	

※第2次総合計画後期基本計画（人口戦略）に定めた重要目標達成指標（KGI）と同様
オ 事業の名称

人口戦略交付金事業

- ① 安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる事業
- ② 絆を大切にし、人が集まるまちをつくる事業
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる事業
- ④ 災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる事業

(2) 今後の予定

令和8年1月下旬 地域再生計画認定申請書の提出
3月下旬 地域再生計画の認定

4 石巻市上釜ふれあい広場の指定管理者の再指定について（市民生活部）

石巻市上釜ふれあい広場は、旧清掃工場跡地の利活用を図り、上釜地区住民の福祉の増進及び地域の発展に寄与することなどを目的として平成17年11月に設置された。

本施設は、上釜町内会内に設置された、「石巻市上釜ふれあい広場管理運営委員会」が指定管理者として管理を行ってきたが、「上釜会館の指定管理者である上釜町内会と窓口を一本化することで今後スムーズな連絡体制等を構築したい。」との申し出があり、令和3年度からは指定管理者を「上釜町内会」に変更し、施設の管理運営を行ってきた。

今般、令和7年石巻市議会第4回定例会において議決を受けた第98号議案指定管理者の指定について、「石巻市上釜ふれあい広場運営委員会」として誤って指定したことが判明した。

石巻市上釜ふれあい広場の指定管理者指定誤りのため、正しい指定管理者名で再度指定するもの。

(1) 主な内容

指定管理者名を訂正し、以下のとおりの内容で再度指定するもの。

ア 施設名：石巻市上釜ふれあい広場 所在地：石巻市門脇字元明神40番地1

イ 指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日

ウ 選定候補者：上釜町内会 会長 阿部 貞男

エ 選定方法：非公募

オ 選定理由：本施設について、令和3年度から「上釜町内会」が施設の指定管理者として、管理運営を行っている。

東日本大震災の影響により、一時的に指定管理者による管理を停止した経緯はあるものの、これまでの良好な管理実績に加え、地域住民が直接施設の管理運営を行うことが、より一層のコミュニティの醸成に寄与しており、現在の管理状況は極めて良好である。

以上の経過を踏まえ、上釜町内会を指定管理者候補者として選定する。

カ 指定管理料：予定額1,499,000円×5年

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定について提案

- 3月 基本協定書の締結
- 4月 年度協定の締結
管理運営開始

5 高齢者肺炎球菌感染症予防接種に係るワクチンの変更について（保健福祉部）

国において、小児の肺炎球菌感染症予防に対して承認されている「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」が、現行の「23価肺炎球菌^{きょうまく}莢膜ポリサッカライドワクチン」と比較して、より有効性及び安全性が期待できることから、高齢者の肺炎球菌感染症に用いる定期接種のワクチンについて議論がされてきた。

令和7年10月、国の厚生科学審議会の予防接種基本方針部会において、有効性、安全性及び費用対効果の評価結果を踏まえ、「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」を高齢者の肺炎球菌感染症に用いるワクチンとして、令和8年4月1日から定期接種の対象とすることが方針決定された。

高齢者肺炎球菌感染症予防接種に係るワクチンについて、より有効性等が期待できるワクチンに変更するもの。

(1) 主な内容

ア 対象者

- ① 65歳の者（66歳の誕生日の前日まで）
- ② 60歳から64歳までの者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

イ ワクチン等

次のように見直す。

項目	改正後	現行
用いるワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン
接種費用	11,660円	8,690円
自己負担額	6,000円	4,000円

※接種費用については、今後医師会との協議により決定する。

(2) 今後の予定

- 令和8年2月 令和7年度対象者に対する周知
市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
- 4月 石巻市医師会、桃生郡医師会及び宮城県医師会と予防接種事業委託契約締結
市ホームページ、市報等による周知
接種開始予定

6 石巻市介護用品支給券における取扱いの見直しについて（保健福祉部）

本市では、高齢者を介護する家族の負担軽減や在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品支給事業を実施しており、市民税非課税世帯で要介護認定4及び5の高齢者を介護する家族に対し、月額5,000円の介護用品支給券（以下「支給券」という。）を支給している。

しかし、介護用品を取扱店で引き替える際に、合計金額が5,000円に満たない場合があること、5,000円の支給券を全て使い切るために介護用品をまとめて購入した際に、持ち運びや自宅での保管に苦慮しているといった相談があり、支給券の利便性について課題が生じている。

支給券の取扱いを対象者が利用しやすいように変更することにより、利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

介護用品支給事業の5,000円の支給券の取扱いについて次のとおり改める。

改正	現行
額面2,500円の支給券を月2枚支給 (月額5,000円は変更なし)	額面5,000円の支給券を月1枚支給

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市介護用品支給事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

7 石巻市企業立地等促進条例に係る対象業種の追加及び拡大並びに民有地等取得費等助成金の創設について（産業部）

本市では、震災後の産業復興及び雇用確保のため、企業立地等促進条例に基づき積極的な企業誘致を進めてきた。しかし、近年は企業ニーズに即した産業用地の不足や、DX・GXの進展といった社会情勢の変化、さらに「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や「復興特別区域制度」といった強力な制度の終了により、企業立地の停滞が懸念されている。

また、企業からは交通アクセスや人材確保への懸念があるほか、若者（大学生・高校生）の多くがホワイトカラー職を希望する一方で、本市への立地企業の多くが製造業であるという「労働力需給のミスマッチ」等の課題も顕在化している。

現行制度の課題である「助成対象の偏り」を見直すとともに、民有地活用への支援や情報通信業への支援を拡充するほか、地域生活の利便性向上に資する小売業や遊び・スポーツ環境を整える娯楽業を追加することで、企業立地の促進と若者が希望する雇用の場の創出等を図り、持続可能な地域経済の発展を図る。

(1) 主な内容

ア 指定企業要件の引き上げ、対象業種の追加及び拡大

① 若者の希望職種や地域の賑わい創出に対応するため、以下の2業種を指定業種に追加する。

(i) 小売業（特定区域、中心市街地、総合支所区域に限る。延床面積1,000㎡以上）

(ii) 娯楽業（映画館、劇場、スポーツ施設、遊戯場等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。））

ただし、小売業及び娯楽業については、企業立地助成金及び環境対策助成金のみ交付対象とする。

② 全国的な生成A Iの利用拡大に伴い、政府がデジタル基盤の整備・地方分散化を推し進めており、データセンターなどの大規模投資が進むとともに情報通信業全体の動きが活発化していることから、「情報通信業」の対象業種を一部該当から全項目該当へと拡充する。

なお、データセンターなどの大規模投資が見込まれる業種については、「情報関連・バックオフィス等指定企業者」から「指定企業者」へ変更し、助成項目を拡充することで誘致競争力の強化を図る。

イ 助成内容の見直し

① 企業立地助成金：償却資産に係る交付期間を一律5年から耐用年数に応じた期間（3年～5年）に見直すとともに、交付限度額を2億円とする。

② 上水道料金助成金：対象地域を特定区域限定から市内全域へ拡大する。

③ 環境対策助成金：新設のみから増設及び移設も対象とし、要件を緩和する。

④ 事業継続対策助成金：より効果的な助成金への財源集中のため廃止する。

⑤ 市有地取得費助成金：県内主要産業団地の平均平米単価が上昇していることを踏まえ、購入単価からの控除額を12,000円から14,000円へ引き上げる。

ウ 民有地等取得費等助成金の創設

市有地の不足を補い、民有地や空き工場等の既存施設の有効活用を図るため、民有地等の取得に対する助成制度のほか、造成費に対する助成制度を新設する。ただし、小売業及び娯楽業は交付対象外とする。

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会へ企業立地等促進条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

3月 石巻市企業立地等促進条例施行規則改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月～ 企業訪問やホームページ等において周知

[報告事項]

1 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更について（復興企画部）

石巻圏域の将来像「住民が住むことに誇りを持ち、持続・発展する石巻圏域定住自立圏の形成」に向け、東松島市、女川町と締結した定住自立圏形成に関する協定に基づき、2市1町が連携して推進する具体的な取組を示すため、令和4年10月に「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定した。

同ビジョンに掲げた具体的な取組の進捗状況等を踏まえ、記載内容を変更するもの。

(1) 主な内容

ア 変更箇所

第3章 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

- ① 「5年後の目標値（令和8年度）」のうち、令和6年度実績値が令和8年度目標値を達成しているもの（4件）を上方修正する。
- ③ 「5年後の目標値（令和8年度）」のうち、第2次石巻市総合計画基本計画（後期）及び産業振興計画の見直しで設定した指標の目標値と整合を図るため、1件を下方修正する。

【Ⅰ 生活機能の強化に係る政策分野】

2 教育

連携項目	変更後	現行
(3) 学校適応指導教室に関する連携	【5年後の目標値（令和8年度）】再登校者を含む通所児童生徒の部分登校率 <u>91%</u> 【変更理由】令和6年度実績値が令和8年度目標値を達成しているため。	【5年後の目標値（令和8年度）】再登校者を含む通所児童生徒の部分登校率 <u>80%</u>
(4) スポーツ・レクリエーションによる連携と地域活性化	【5年後の目標値（令和8年度）】圏域規模スポーツ・レクリエーション実施種目数 <u>15種目</u> 【変更理由】令和6年度実績値が令和8年度目標値を達成しているため。	【5年後の目標値（令和8年度）】圏域規模スポーツ・レクリエーション実施種目数 <u>10種目</u>
(6) 特別支援教育に関する連携	【5年後の目標値（令和8年度）】社会の一員として、職業（集団）生活を営むための基本的な知識・技能・態度を身に付けることができたと感じている生徒の割合 <u>90%</u> 【変更理由】令和7年度末で令和8年度目標値を達成する見込みのため。	【5年後の目標値（令和8年度）】社会の一員として、職業（集団）生活を営むための基本的な知識・技能・態度を身に付けることができたと感じている生徒の割合 <u>70%</u>

3 産業

連携項目	変更後	現行
(3) 企業立地の推進	【5年後の目標値（令和8年度）】石巻圏域企業立地件数 <u>13件</u> 【変更理由】第2次石巻市総合計画基本計画（後期）及び産業振興計画の見直しで設定した指標の目標値と整合を図るため。	【5年後の目標値（令和8年度）】石巻圏域企業立地件数 <u>15件</u>

【Ⅲ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野】

1 人材育成及び職員交流

連携項目	変更後	現行
(1) 圏域職員の研修及び交流	【5年後の目標値（令和8年度）】研修会の参加者満足度 <u>92%</u> 【変更理由】令和6年度実績値が令和8年度目標値を達成しているため。	【5年後の目標値（令和8年度）】研修会の参加者満足度 <u>80%</u>

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更
石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの公表

2 産後ケア事業における加算項目の見直しについて（保健福祉部）

本事業は、令和7年度から利用期間の延長等の拡充と併せ、県内事業所の広域的な利用が可能となる県集合契約への参画により、利用者の利便性向上と効果的な事業の推進を図ってきた。

しかし、産後ケア実施事業者より、利用期間が12か月未満まで延長になったことで、乳児の月齢に応じた業務量の増大と兄姉同伴時の安全性確保の課題が挙げられた。

このような状況から、県が事務局を担い市町村担当者と関係団体等で構成する産後ケア事業協議会において、事業実施における加算項目である「多胎児加算」の適応類型の見直しと、これまで選択項目であった「兄姉児加算」を必須項目とすることについて、県全体で取り扱うことに決定した。

事業の加算項目見直しを行うことにより、利用者の安心安全の確保及び効率的な事業の推進を図るもの。

(1) 主な内容

【加算項目の見直し】

No.	事業類型		加算項目 (令和8年度)		加算項目 (令和7年度)
	類型	時間	①多胎児加算	②兄姉児加算 (追加)	
①	宿泊型	1日当たり	—	5,200円	5,200円
②	通所型	1日(6時間)	—	2,100円	2,100円
③		半日(3時間)	—	700円	2,100円
④		2時間	—	700円	2,100円
⑤	訪問型	4時間	1,400円	—	1,400円
⑥		3時間	1,400円	—	1,400円
⑦		2時間	1,400円	—	1,400円

※①多胎児加算：双子など、多胎児の2人目以降1人当たりの費用額

②兄姉児加算：兄姉や生後4か月以降の児を受け入れた場合の1人当たりの費用額

(兄姉に多胎児を含む。なお、生後4か月未満の多胎児を受け入れた場合は、2人目以降1人当たりの費用額)

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市産後ケア事業実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会と集合契約締結
集合契約に参画しない市内事業所等と個別契約締結
事業開始

3 RSウイルスワクチンの定期接種化について（保健福祉部）

RSウイルス感染症は、急性の呼吸器感染症で乳幼児に多い感染症であり、年齢を問わず何度も感染を繰り返すものである。初回感染時にはより重症化しやすいといわれ、生後1歳までに50%以上、2歳までにほぼ100%の乳幼児が一度は感染するとされている。

令和7年11月、国の厚生科学審議会の予防接種基本方針部会において、RSウイルス感染症を予防接種法のA類疾病に位置付け、令和8年4月1日からRSウイルスワクチンを定期接種の対象とすることが方針決定された。

RSウイルス感染症のまん延及び重症化を予防することで、新生児等の健やかな成長を促す。

(1) 主な内容

ア 対象者

妊娠28週から37週に至るまでの者

イ ワクチン・接種方法等

用いるワクチン	種類	接種回数	接種費用
アブリスボ	RSウイルスワクチン	1回	33,000円

※接種費用については、今後医師会との協議により決定する。

ウ 接種方法

指定医療機関での個別接種

エ 自己負担額

なし

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 政省令の改正

4月 石巻市医師会、桃生郡医師会及び宮城県医師会と予防接種事業委託契約締結
市ホームページ、市報等による周知
接種開始予定

4 国民健康保険税における子ども・子育て支援金の賦課・徴収について（保健福祉部）

令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、少子化対策を本格化するための「こども・子育て支援加速化プラン」に必要となる財源として、令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から「子ども・子育て支援金」を徴収し、保険者は支援納付金として国に納付する義務を負うことが定められた。

令和8年度分の国民健康保険税より、医療の給付に充てる医療分等と合わせて、新たに子ども・子育て支援納付金分の賦課・徴収を行うもの。

(1) 主な内容

- ・国民健康保険税の令和8年度課税分から「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」に加え、新たに「子ども・子育て支援納付金分」の賦課・徴収を開始する。
- ・子ども・子育て支援納付金課税額は、「所得割」「均等割」「平等割」「18歳以上均等割」の合算

額とする。なお、18歳未満のこどもの分の均等割は全額軽減される。

- ・現行制度と同様に、低所得者に対する応益分（均等割、平等割）の所得階層別の軽減措置や賦課限度額を設ける措置などが講じられる。
- ・税率については、令和8年1月に示された国保事業費納付金及び標準保険税率を基に決定する。

《令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の保険税率》

所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	賦課限度額
0.24%	1,100円	900円	100円	3万円

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

5 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて（保健福祉部）

介護施設等の整備について、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

今般、国において地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部を改正したことを受け、県の交付要綱が改正され、対象事業の追加及び補助単価等の見直し等の改正内容について通知があった。

安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進するため、国及び県の制度改正に合わせ、本市の要綱を改正するもの。

(1) 主な内容

県の改正内容と同様に、石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）のうち、以下の事業について改正する。

No.	事業名	補助対象概要	改正内容
1	都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	既存の小規模施設を大規模施設へ改修する事業	新規事業の追加
2	中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	既存の大規模施設を小規模施設へ改修する事業（離島や過疎地域など特定の地域に限る）	新規事業の追加
3	介護施設等の集約・再編支援事業	既存の2つ以上の介護施設を1つに集約する事業	新規事業の追加
4	地域密着型サービス等整備助成事業	新規の介護施設の開設、既存介護施設の改修及び移転	補助単価引き上げ
5	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	新規の介護施設の開設、既存の介護施設増床等に必要な備品等	補助単価引き上げ
6	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存の介護施設の個室、多床室をユニットへ改修する事業	補助単価引き上げ

また、消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について、控除税額が確定した際には市に報告が必要とされているが、補助金申請の際に補助金の額から控除税額を減額して申請している場合又は実績報告の際に補助金の額から控除税額を減額して報告している場合は、報告が必要ないとする

条文を加える。

(2) 今後の予定

令和8年1月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正（令和7年度中に実施する事業に係る補助金に遡及適用。県の要綱改正日に合わせ、令和7年11月12日から適用とする。）

2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

6 高齢者在宅福祉サービス事業の見直しについて（保健福祉部）

本市では、在宅において福祉サービスを必要とする高齢者に対し、日常生活等に必要となる介護保険制度以外のサービス等を提供するため、老人日常生活用具給付等事業やバリアフリー住宅普及促進事業等の各種事業を高齢者在宅福祉サービス事業として実施している。

今般、介護保険サービスの充実、東日本大震災及び新型コロナウイルスの影響等により、高齢者福祉のニーズが変わってきていることから、事業を見直す必要が生じている。

高齢者福祉のニーズを踏まえ、高齢者在宅福祉サービス事業の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市老人日常生活用具給付等事業実施要綱の改正

電磁調理器について、下線の文言を追加し明確化を図るほか、火災警報器及び自動消火器を助成対象から削除する。

用具の種類	性能等	限度額
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用することができるもの <u>1口タイプの卓上型で、設置工事が伴わないもの</u>	45,000円

イ 石巻市バリアフリー住宅普及促進事業補助金交付要綱の廃止
バリアフリー住宅普及促進事業補助金交付要綱を廃止する。

(2) 今後の予定

令和8年1月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市バリアフリー住宅普及促進事業補助金交付要綱の廃止

石巻市老人日常生活用具給付等事業実施要綱一部改正

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 市報、市ホームページ等による周知

7 浄化槽等設置整備事業費補助金の見直しについて（建設部）

本市の汚水処理人口普及率は、令和6年度末で85.7%にとどまり、依然として多くの市民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用しており、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が処理されないまま、放流されている。

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べて、環境への負荷が大きく、合併処理浄化槽への転換が必要であるものの、費用負担が大きいことなどから、転換が進んでいない。

こうした状況から、国は、合併処理浄化槽の設置費用等に加えて、宅内配管工事に係る費用を補助対

象とするなど、転換時の費用負担を軽減し、合併処理浄化槽への転換を進めている。

また、本市では、社会情勢の変化や将来人口推計、財政計画に基づいた効率的かつ持続的な生活排水処理システムの構築に向けて、生活排水処理基本構想の見直しを進めており、令和8年度には下水道計画区域の変更を行う予定であるものの、変更手続きには1年程度の時間を要し、事業認可区域から除外する区域内での浄化槽設置に対し、同補助制度での支援ができない状況となっている。

補助対象の見直しにより対象を拡充し、設置者の費用負担を軽減することで、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、事業認可区域から除外する手続きが完了するまでの間、同区域での設置等に対し、同補助金の補助対象とし、補助金を交付することで、合併処理浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(1) 主な内容

見直し内容

区 分	改 正 (案)	現 行
合併処理浄化槽の設置	(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円
単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用 限度額150,000円 ・ 浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 限度額120,000円 	(なし)
宅内配管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 限度額330,000円 	(なし)

※下水道法の事業認可を受けた予定処理区域は補助対象外としているが、計画区域変更までの間、一時的に、事業認可区域から除外する区域を補助対象とする。

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市浄化槽等設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

ホームページ、市報、窓口等で案内

8 石巻市立学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金の創設について（教育委員会）

一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診した場合、通常の診療費とは別に、かかりつけ医の受診を促すために患者が自己負担する追加費用である「選定療養費」の徴収が法律上義務付けられており、救急搬送の場合でも適用される可能性があることから、学校管理下における事故等の際、救急搬送をためらうことが懸念されている。

令和7年7月、そのような状況を踏まえ、石巻市立小中学校事務共同実施組織連絡会より選定療養費の助成について要望があった。

学校管理下における事故等で救急搬送が必要であると考えられる場合に、選定療養費が足かせとなり

救急搬送をためらうことのないよう、選定療養費分を助成することにより、児童及び生徒等の安全を確保するとともに、学校現場及び保護者の負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

ア 助成対象者

対象児童及び生徒等の保護者

イ 助成対象経費

選定療養費相当額

ウ 助成金額

選定療養費全額（10／10）

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市立学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱制定

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 事業開始（周知、申請受付）

9 第3次石巻市生涯学習推進計画の策定について（教育委員会）

本市では、平成18年に「石巻市生涯学習推進基本構想」を策定し、本市の生涯学習推進における現状と課題を踏まえ、本市が目指す市民と行政の協働による生涯学習の姿と施策推進の基本的な考え方、その実現に向けた施策展開の方針を定めた。

また、平成20年には同基本構想に基づき、「石巻市生涯学習推進計画」を、平成29年には「第2次石巻市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習を推進してきた。

人生100年時代と言われる時代にあつて、市民がより多様で豊かな生き方・暮らし方を実現し、健康でいきいきと暮らしていくために、生涯を通して必要な時に必要な学びを通じて成長していくことが求められている。

「第3次石巻市生涯学習推進計画」を策定し、本市の現状や課題を踏まえた生涯学習を推進するもの。

また、これまで別に策定していた「石巻市生涯学習推進基本構想」及び「第2次石巻市子ども読書活動推進計画」を包含するほか、令和7年7月に策定した「第2次石巻市文化芸術基本方針」の具体的な施策の展開についても、本計画に位置付けるもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念

生涯学習を通して誰もが心豊かに暮らし ここで暮らすことに誇りを持てるまち いしのまき

イ 期間

令和8年度から令和17年度（10年間）とし、中間年である令和13年度を目途に見直しを行う

ウ 基本目標と施策の展開

- ① 生涯を通して学び、生きがいを持って暮らすことのできる環境づくりの推進
- ② 家庭の教育力の向上

- ③ 地域との連携・協働による学習活動の充実
- ④ 子どもの自主的な読書活動の推進
- ⑤ 文化芸術に親しむことのできる環境づくりの推進
- ⑥ 自主的で創造的な文化芸術活動の推進
- ⑦ 文化芸術を活用したシビックプライドの醸成

エ 推進体制

- ・部局間の連携・調整を行い、各関係部局が一丸となって、市民の学習活動を支援する体制を整備し、各種事業を円滑かつ効果的に推進する。
- ・毎年度内部で評価検証を行うほか、「社会教育委員会議」において達成度を評価することで、本計画の進行管理を行い、その結果を公表する。
- ・評価結果や社会教育委員の意見、市民アンケート調査結果を踏まえ、随時、事業の見直し等を行う。
- ・本市の財政状況も踏まえながら策定する総合計画実施計画に事業を位置付けて推進することで、PDCAサイクルを確立し、施策・事業を推進する。
- ・市民、学校及び社会教育関係団体等、生涯学習に関わる各主体と市の役割を明確にし、本市の生涯学習のさらなる推進・活性化に向けた連携・協働に取り組む。

(2) 今後の予定

- 令和8年2月 パブリックコメントの実施
- ～3月
- 3月 第3次石巻市生涯学習推進計画策定

【その他】

- ・選挙協力について（総務部）
- ・令和8年石巻市議会第1回臨時会について（総務部）
- ・東日本大震災石巻市追悼式の実施について（危機管理部）
- ・第20回庁議報告事項「物価高騰対応子育て応援手当支給事業の実施について」の資料修正について（保健福祉部）

以上